| | |
|---|---|
| 11　保安基準第32条第11項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。 | （新設） |
| 12　保安基準第32条第12項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第149号の規則4. 16. 及び5. 3. に定める基準に適合する配光形態のうち配光制御信号（当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。）が出力状態にない状態（以下「基本すれ違い状態」という。）であり、かつ、協定規則第149号の規則5. 3. 5. 1. に規定される範囲にカットオフ（すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。）を有する場合において、灯火ユニット（配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。）の光源の目標光束（光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。）の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。 | 11　保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第149号の規則4. 16. 及び5. 3. に定める基準に適合する配光形態のうち配光制御信号（当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。）が出力状態にない状態（以下「基本すれ違い状態」という。）であり、かつ、協定規則第149号の規則5. 3. 5. 1. に規定される範囲にカットオフ（すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。）を有する場合において、灯火ユニット（配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。）の光源の目標光束（光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。）の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。 |
| 13　前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し、保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合であり、かつ、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3. 2. 1. は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3. 2. 1. に関する前照灯及び前照灯洗浄器の部品が、当該前照灯の一体型部品として型式の指定を受けている場合には適用しないものとする。 | 12　前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合であり、かつ、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3. 2. 1. は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3. 2. 1. に関する前照灯及び前照灯洗浄器の部品が、当該前照灯の一体型部品として型式の指定を受けている場合には適用しないものとする。 |
| 14　前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第14項の告示で定める基準は、別添56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準とする。 | 13　前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、別添56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準とする。 |
| （その他の灯火等の制限） | （その他の灯火等の制限） |
| **第62条**　（略） | **第62条**　（略） |
| ２～５　（略） | ２～５　（略） |
| ６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。 | ６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |
| 四　車両後退表示投影装置 | （新設） |
| 五～二十三　（略） | 四～二十二　（略） |
| ７～15　（略） | ７～15　（略） |
| （眠気警報装置） | |
| **第67条の７**　眠気警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の11の告示で定める基準は、別添134「眠気警報装置の技術基準」に定める基準又は協定規則第182号の規則5. に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第182号の規則5. に定める基準とする。 | （新設） |
| （脇見警報装置） | |
| **第67条の８**　脇見警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の12の告示で定める基準は、別添135「脇見警報装置の技術基準」に定める基準又は協定規則第183号の規則5. に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第183号の規則5. に定める基準とする。 | （新設） |